

## 配分団体が守らなければならない事項

### 1 配分金の使途の制限

配分金は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

### 2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならぬ。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならぬ。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならぬ。

### 3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならぬ。

### 4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならぬ。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならぬ。

### 5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。

### 6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならぬ。

### 7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならぬ。